**書類の提出記録**

**提　出　者　　〒５４３－０００１**

**大阪市天王寺区上本町８丁目２番１号―２０２**

**夕陽ケ丘法律事務所**

**ＴＥＬ 06‐6773‐9114 / ＦＡＸ 06‐6773‐9115**

**提　出　日****令和５年　　月　　日**

**提　出　先　　大阪地方裁判所　　　　　　　　　御中**

**提出方法　　　郵送**

**提出書類　　　控訴状　（裁判所用１通＋被控訴人の数＋自分の控え１通）**

**委任状**

**資格証明書**

**収入印紙**

**郵券**

**判決のコピー**

|  |
| --- |
| 社内使用欄  １　控訴状の提出  （１）控訴は判決の言渡し日ではなく、その判決を受けった日の翌日を第1日目として１４日以内に控訴状を提出しなければならない（民事訴訟法２８５条）。  （２）控訴状の提出には新たな委任状が必要になる。判決の言渡し前に予備の委任状があるのかを確認する必要がある。。  （３）控訴状の書面上の宛先は控訴裁判所となるが、控訴状の提出先は第一審の裁判所である。  ２　提出書類  　　　控訴状（裁判所1通＋相手方の数）  　　　委任状  　　　資格証明書  　　　収入印紙  　　　郵券  ３　提出場所  　　　第一審の裁判所に電話して確認します。  ４　委任状の記載事項  　　　以下のように記載する。  　　　相手方　　〇〇  　　　裁判所　　大阪高等裁判所  事件名　　大阪地方裁判所平成〇年（ワ）第〇号事件の控訴事件 |